○文部科学省告示第百九号

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十一条第一項の規定に基づき、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画（平成十八年文部科学省告示第六十二号）の一部を次のように改正したので、同条第二項の規定に基づき、公表する。

平成二十八年八月二日

文部科学大臣　馳　浩

一中「際しては」の下に「、公立の義務教育諸学校等施設の老朽化状況等の適切な実態把握の下」を加える。

一の1中㈣を㈤とし、㈢から㈠までを㈡から㈣までとする。

一の1の㈡の前に次のように加える。

㈠　公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

一の2中「なお、耐震性の確保を図る整備については、建て替え方式から、耐震補強・改修方式に重点を移すなど、より効率的に進めることが必要である。」を削る。

一の2の㈤中「㈣」を「㈤」に改め、一の2の㈤を一の2の㈥とする。

一の2の㈣中「をいう。）」の下に「及び幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）」を加え、一の2の㈣を一の2の㈤とする。

一の2の㈢の(7)を一の2の㈢の(8)とし、一の2の㈢の(6)中「太陽光発電等の」を「太陽光発電設備の導入などの」に改め、一の2の㈢の(6)を一の2の㈢の(7)とし、一の2の㈢の(5)を一の2の㈢の(6)とし、一の2の㈢の(4)を一の2の㈢の(5)とし、一の2の㈢の(3)中「整備する」を「活用するための」に改め、一の2の㈢の(3)を一の2の㈢の(4)とし、一の2の㈢の(1)を削り、一の2の㈢の(2)中「整備や、」を「整備、トイレ環境の改善、空気調和設備の設置又は」に改め、一の2の㈢の(2)を一の2の㈢の(1)とする。

一の2の㈢の(1)の次に次のように加える。

(2)　特別支援学校の施設を整備充実させるための改造事業

(3)　学校を適正な規模にするための統合に伴う改造事業

一の2の㈢を一の2の㈣とし、一の2の㈡を一の2の㈢とする。

一の2の㈠の(1)及び一の2の㈠の(2)を次のように改める。

(1)　構造体の耐震化及び吊り天井（照明器具及びバスケットゴール等高所に設置されたものを含む。）の耐震対策を図るための改造事業

(2)　教育を行うのに著しく不適当な建物の教育条件の改善を図るための改築事業

一の2の㈠の(3)中「外装材等」を「内・外装材等」に、「耐震化」を「耐震対策」に改める。

一の2の㈡を一の2の㈡とする。

一の2の㈡の前に次のように加える。

㈠　公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

(1)　築後四十年を超過する老朽化した施設の長寿命化を図るための改造事業

(2)　老朽化した施設の質的向上を含む老朽化対策を図るための改造事業

(3)　老朽化が著しく構造上危険な状態にある施設の教育条件の改善のための改築事業

二中「公立の」を「公立の義務教育諸学校等施設の整備に係る中長期的な見通しの下で策定された施設整備計画について交付金を交付する。ただし、公立の」に、「特に、最大の課題である公立の義務教育諸学校等施設の耐震化を推進する計画に重点的に配分し、また、その中でも、耐震化の進捗状況を勘案し、緊急度及び必要性の高い計画から優先して交付金を交付する」を「この際、児童生徒等の教育機会の確保に関わる計画や児童生徒等の安全に直接関わる計画については特に緊急度及び必要性が高いことを踏まえ配慮するものとする」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文化庁告示第四十八号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第七十五条第一項に基づき、無名又は変名で公表された著作物について次のとおり実名登録を行ったので、同法第七十八条第三項に基づき告示する。

平成二十八年八月二日

文化庁長官　宮田　亮平

登録番号	著作者の実名	登録年月日	著作物の題号	著作物の種類
第三七、四五一号の一	先達	平成二十七年五月一日	小説	

右登録の原因

この著作物は、平成二十七年五月一日に勅使河原賢次郎の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

天野兼典　大阪府豊中市本町四丁目一一番三一―二〇七号

登録番号	著作物の題号	登録年月日	著作物の種類
第三七、四五二号の一	チャールズ！ハートをさがす	平成二十八年一月二十五日	言語及び美術の著作物

右登録の原因

この著作物は、平成二十八年一月二十五日にゆきじの変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

村上悠記子　山梨県甲府市山宮町三三七一―五八一

登録番号	著作物の題号	登録年月日	著作物の種類
第三七、四五六号の一	A10神経活性化による運命好転の秘宝は快禅による。	平成二十八年二月三日	言語の著作物

右登録の原因

この著作物は、平成二十八年二月三日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

笠野史　大阪府吹田市豊津町一―一一　西浦ビル三〇二

登録番号	著作物の題号	登録年月日	著作物の種類
第三七、四七〇号の一	夫婦志	平成二十八年三月十二日	楽曲を伴う歌詞

右登録の原因

この著作物は、平成二十八年三月十二日に時空川曳航の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

髙橋英幸　神奈川県綾瀬市深谷上五丁目八番七四号

登録番号	著作物の題号	登録年月日	著作物の種類
第三七、四七一号の一	女性用メガネ広告写真	平成二十五年十二月五日	写真

右登録の原因

この著作物は、平成二十五年十二月五日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

島田聡　茨城県牛久市栄町一―三四